

（１）大学・学科の設置理念

①大学

福岡教育大学（以下、「本学」という。）は、生涯にわたり学び続ける有為な教育者を養成し、九州・沖縄地方ひいては我が国の持続的な発展に寄与する。これにより、九州・沖縄地方における教員養成の拠点大学としての責務を果たす。そのために本学は、教育に関する幅広い研究を行い、国内及び世界の教育機関との学術交流を推進する。その成果を基に、学生に豊かな教養と深い専門的知識及び技能の獲得を促すとともに、学校現場における豊かな体験を得る機会を創出する。また、すべての構成員がその能力を充分に発揮できるよう、不断の自己改革に努める。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

福岡教育大学大学院教職実践専攻（教職大学院）（以下、「教職大学院」という。）は、福岡教育大学大学院規則第1条において、「学部における一般的並びに専門的な教養あるいは教職経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、児童・生徒への実践的指導、学校適応の促進、特別支援教育の推進または学校運営を行う高度専門職業人としての力を養い、初等・中等学校等の教育実践の水準を向上させる高度の専門的能力を養成することを目的とする」と定め、その教育研究上の目的を学校教育の多様な課題に対して、実践的に取り組むことのできる高度な専門性と強靱な精神及び豊かな人間性を備えた専門職業人としての教員を養成すると明確に定め、教育研究活動に取り組んでいる。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学は、「有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与すること」を目的に定め、社会から求められる教育人材を養成し、地域の教育の発展に貢献することを自らの使命としている。第3期中期目標・中期計画期間において、教員養成及び教師教育に関する機能の向上に取り組み、地域の学校教員の資質向上に貢献してきた。一方、18歳人口の減少や、様々な背景を有する子どもたちへの対応、教育現場の急激なICT化など、我が国の学校や教員は、複雑化・多様化した課題を抱えており、これらの課題に柔軟に対応し、地域の教育の中核を担う教育人材の養成と育成が求められている。本学は、第4期中期目標・中期計画期間において、常に社会から求められる大学であるために、「地域社会を軸にした教育人材の養成と育成」、「大学の経営力強化」の2つの中長期的な視点を定め、その2つの視点から事業を展開する。

1 地域社会を軸にした教育人材の養成と育成

「地域社会の中心に在る大学」として、地域社会を軸とした「教育」、「研究」、「社会貢献」に取り組む。

（１）教員養成機能の強化（教育）

○地域社会が求める人材を育むために、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」に対応した教育人材を養成する。

○学士課程教育においては、社会の新しい変化に対して柔軟に対応する豊かな教養と教育者としての高い専門性を有した人材を養成する。

○専門職学位課程では、高度な専門力、実践力を有し地域の教育を牽引するリーダーとなる人

材を育成する。

(2) 教育課題の解決に資する研究（研究）本学に蓄積された「知」と人的資源を基盤として、本学の強みである教育課題の解決に資する研究の持続的な発展と、若手研究者の育成及び支援を充実させる。

(3) 教師教育及び社会連携（社会貢献）地域の教育委員会のニーズに基づく教師教育の実施と、地域社会と協働した教育人材の育成を推進する。

2 大学の経営力強化

(1) 大学と一体となった附属学校園運営（附属学校園）地域社会から真に求められる大学として在るために、大学と附属学校園が一体となって「教育」、「研究」、「社会貢献」に取り組む。

(2) 不断の自己改革（業務運営及び財務改善）様々な分野で予測のできない非連続的な変化が起こる中で、大学の成長エンジンを支えるため、組織及び指揮命令系統の改革を加速する組織文化の醸成、人材育成及び業務のデジタル革新を遂行し、環境の変化においても自らが定めた中期計画を完遂する柔軟で効率的な組織基盤を構築する

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

現行の教職大学院は、「教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化に係る検討の方向性と主な論点（例）」（中央教育審議会2021）の要請をふまえ、教職大学院で学ぶ者のニーズの多様化に対応するために、令和3年度に改組したものであり、学部卒業者及び社会人対象の「教育実践力開発コース」に4つのプログラムを置き、現職教員等対象の「スクールリーダーシップ開発コース」にも4つのプログラムを置いており、2コース8プログラムで構成している。

現行の教職大学院に置く学部新卒学生向けの教育実践力開発コースでは、教科教育の基礎となる授業内容をバランスよく身につけつつ、高い専門性を持った授業の実践力を養成するとともに、特別な支援が必要な子どもたちに対する専門的な実践力の獲得を重視して養成している。

現職の教員を対象としたスクールリーダーシップ開発コースでは、高度な教科指導力を持つだけでなく、教育上の課題を分析し解決に向けてリーダーシップを発揮できる教員を養成している。また、教育相談コーディネーターや特別支援教育コーディネーターなど、学校における学校全体の教育改善を先導や特別支援教育の推進を担うリーダーを養成している。さらに、将来的な学校運営のリーダーとして、地域の課題解決にも取り組む人材の養成にも力を入れている。

令和7年度に現行の教職大学院の2コース8プログラムの構成を見直し、特別支援学校免許状にかかる教職修士（専門職）学位を取得できる指導領域を新たに加え、新学習指導要領や学校現場の課題等に対応できるようにするとともに、従来の特別支援教育を推進する教員として必要となる高度な実践力及びリーダー性を身に付けることができる教育課程を集約した特別支援教育向上コースを設置する。

特別支援教育向上コースでは、そのキャリア・ステージとして特別支援学校における学部主任・研修主任・研究主任層のリーダー的人材の育成、併せてそれらを支える研究的な若年層リーダーの人材育成を担うことと、通常の小中高等学校での特別支援教育を推進するコーディネーターを育成することを目的とし、これにより現行の教職大学院では養成が困難であった、特別支援学校の中核を担う人材の育成という点から、地域の教育課題と要望に応えるものであ

る。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

○特別支援専修免許状（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

特別支援教育向上コースには、特別支援学校において、学部新卒学生等を対象とするプログラム「特別支援教育高度実践力プログラム」と、現職教員を含む教員経験者を対象とするプログラム「特別支援学校リーダープログラム」を設ける。また、通常の小・中・高等学校等において、特別な教育的ニーズのある児童生徒への学習指導や適切な支援に向けた学校体制づくりの取組をリードする「特別支援教育推進コーディネータープログラム」を設ける。

(1) 特別支援教育高度実践力プログラム

特別支援学校教員として学部卒業段階までに形成した実践力を基盤として、さらに高度な実践を行える資質・能力を養う。特に、児童生徒が障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な自立活動の指導及びその指導計画を立案できるような力量形成を行う。また、特別支援学校における教科や領域について、その基礎となる諸科学や本質についての専門的な理解を深め、教育内容と指導方法を有機的に結びつけて授業等を効果的に展開できる高度な実践力を養う。

(2) 特別支援学校リーダープログラム

特別支援学校において、児童生徒が障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な自立活動の指導及びその指導計画を立案できるような力量形成を行う。また、教務主幹及び学部主事等として、各学校での特別支援教育の校内における体系化を推進する力量形成を行う。あわせて、学校内外の教育や医療・福祉・労働に関わる関係者及び関係機関をコーディネートしネットワークにおいて指導的な役割を果たすことができるとともに、地域の小・中・高校学校及び義務教育学校において、通常の学級・通級指導教室・特別支援学級での特別支援教育を推進しながら、当該学校の教育目標達成のため教育実践や指導の改善を指導助言できるリーダーを育成する。

(3) 特別支援教育推進コーディネータープログラム

小・中・高等学校等において、学校組織に働きかける「特別支援教育コーディネーター」等として、障害のある子供の力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるように、各学校での特別支援教育の校内における体系化を推進する力量形成を行う。あわせて、生徒指導・教育相談・キャリア教育といった全ての児童生徒に通じる視点をもちながら、困難を抱える児童生徒への学習指導や適切な支援に向けた学校体制づくりの取組をリードし、学校内外の教育や福祉に関わる関係者及び関係機関をコーディネートできるとともに、地域の学校のネットワークにおいて指導的な役割を果たすことができる資質・能力を身につけた能力の獲得を目指す。これにより、通常の学級・通級指導教室・特別支援学級での特別支援教育を推進しながら、各学校の教育目標達成のため、全校の教育機能向上を目指した具体的な取組の推進に資するスクールリーダーを育成する。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

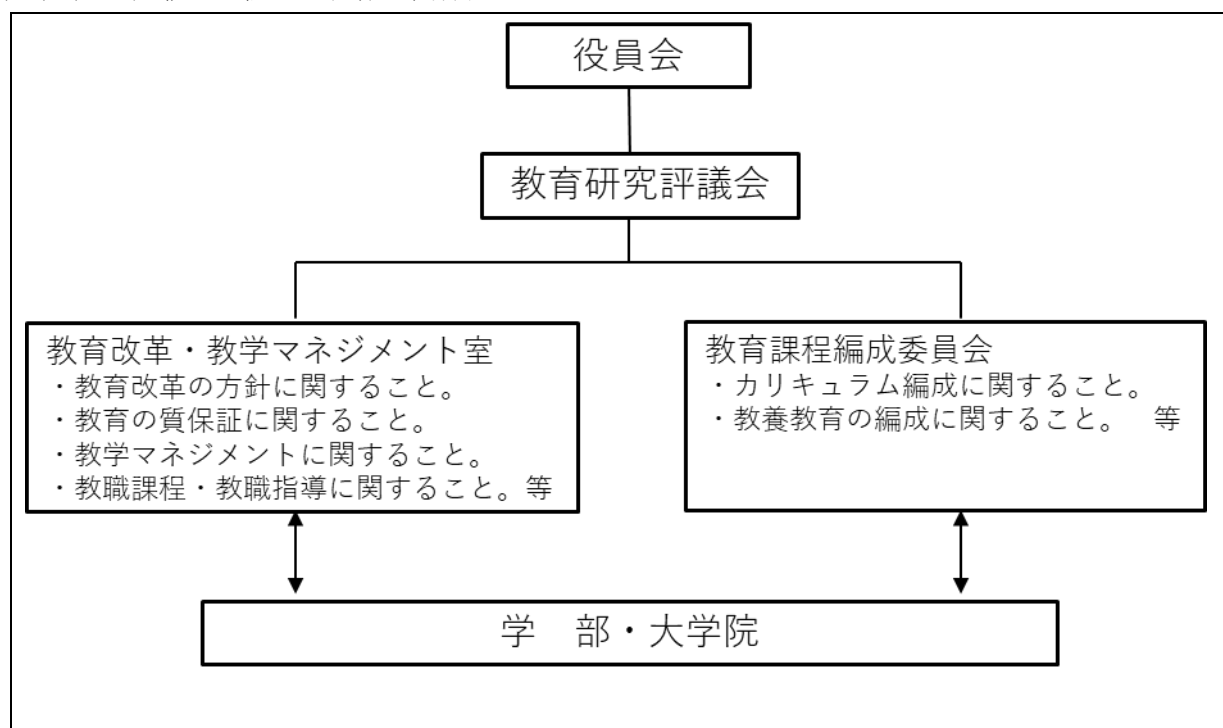
組織名称：	教育改革・教学マネジメント室
目 的：	教育に関する改革の企画・立案を担う。
責 任 者：	室長：理事（教育・研究総括担当）
構成員（役職・人数）：	・理事（教育・研究総括担当）1名 ・教育学部長1名 ・大学院教育学研究科長1名 ・附属学校部長1名 ・教学共創マネジメントセンター長1名 ・教育支援課長1名 ・その他室長が必要と認めた者5名 計11名
運営方法：	毎月1回程度開催し、次の事項について、企画、立案等を行う。
	(1) 教育改革の方針に関すること。 (2) 教育の質保証に関すること。 (3) 教学マネジメントに関すること。 (4) 教職課程・教職指導に関すること (5) 教育に係る中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 (6) 教育に係る自己点検・評価に関すること。 (7) その他教育改革・教学マネジメント室が必要と認めること。

②

組織名称：	福岡教育大学教育課程編成委員会
目 的：	カリキュラム編成、教養教育の編成等に関する事項について審議する。
責 任 者：	室長：理事（企画・教育研究・附属学校・教育組織・カリキュラム担当）
構成員（役職・人数）：	・教育学部長1名 ・大学院教育学研究科長1名 ・各ユニット教育課程編成に係る代表者10名 ・その他委員会が必要と認める者1名 計13名
運営方法：	毎月1回開催し、次のことについて審議する。
	(1) カリキュラム編成に関すること。 (2) 教養教育の編成に関すること。 (3) 担当業務に係る年度計画及び自己点検・評価に関すること。 (4) その他カリキュラム及び教養教育の編成に関し、委員会が必要と認めること。

様式第 7 号イ

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

1. 本学は、大学の活動を推進するため、教育委員会等との連携協定を締結し、教員養成・教員研修・人事交流・連携事業及び調査研究などを検討・推進している。平成 25 年 7 月の福岡県市町村連絡協議会との連携協定締結に伴い、県内すべての教育委員会との連携協力体制が構築されている。福岡県教育委員会、福岡市教育委員会、北九州市教育委員会との連携協定に基づき、附属学校教員や教職大学院教員等の人事交流を実施している。

- ・宗像市（平成 13 年 4 月） ・福岡県教育委員会（平成 17 年 3 月）
- ・福岡市教育委員会（平成 17 年 11 月） ・北九州市教育委員会（平成 17 年 11 月）
- ・福岡県市町村教育委員会連絡協議会（平成 25 年 7 月）

平成 21 年度設置当初から、教育委員会や学校現場との会議を設置し、教職大学院の教育課程等についてについて意見聴取を行っている。

①「福岡教育大学教職大学院連携協力会議」

専門職大学院設置基準第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、福岡教育大学教職大学院の教育研究活動に関する審議を行うために設置しているもので、下記の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

- (1) 教育委員会等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 教育委員会等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

様式第7号イ

(3) その他教職大学院の教育研究活動及び連携事業に関して必要な事項
構成員は、下記のとおりである。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 教育学研究科長
- (3) 教職実践専攻主任
- (4) 教職実践専攻副主任
- (5) 教職実践専攻各コース主任
- (6) 福岡県教育委員会の職員 6名以内
- (7) 福岡市教育委員会の職員 2名以内
- (8) 北九州市教育委員会の職員 2名以内
- (9) 福岡県小学校長会 1名
- (10) 福岡県中学校長会 1名
- (11) 福岡県公立高等学校長協会 2名以内
- (12) その他、本学の教職員以外で学長が必要と認める者

②「福岡教育大学教職大学院連携協力校連絡協議会」

教職大学院の連携協力校における実習等に関する調整、検討及び改善を円滑に行うために設置している。本学の所在地である宗像市、福津市の教育委員会、校長等で組織する。

第2条 連携協力校連絡協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職大学院の連携協力校における実習のための実習実施校に関すること。
- (2) 教職大学院の連携協力校における実習の調整に関すること。
- (3) 教職大学院の連携協力校における実習の成果の検証及び改善に関すること。
- (4) その他連携協力校における実習について必要な事項に関すること

構成員は、下記のとおりである。

- (1) 教職実践専攻主任
- (2) 教職実践専攻実習運営委員会委員長
- (3) 教職実践専攻実習運営委員会委員
- (4) 連携協定を締結している市町村教育委員会の職員
- (5) 連携協力校実習実施校のうち、本学が選定した連携協力校実習担当者
- (6) その他、議長が必要と認める者

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 学生ボランティア活動認定システム

連携先との調整方法：

- ・ ボランティアを希望する本学学生がボランティアサポートシステム（UTEFVSS）に、希望分野等を登録し情報を得られるようにする。
- ・ ボランティアを依頼したい団体等が UTEFVSS に登録し、具体的なボランティア依頼情報を送信する。
- ・ ボランティア依頼情報と学生のボランティア希望分野が一致すれば、メールで学生に情報を送信する。
- ・ メールで情報を受信した学生で実際にボランティア活動に参加したい学生は UTEFVSS に申込み、依頼団体から連絡を受け、ボランティア活動を行う。

様式第7号イ

	・ ボランティア活動に終了後、依頼団体及び学生は UTEFVSS が定める必要な報告を行う。
具体的な内容：	・ 学校での日常の学習支援補助 ・ 特別支援関係 ・ 学校行事補助 ・ 地域社会貢献 等

Ⅲ. 教職指導の状況

本学では、平成19年度にキャリア支援センターを開設し、全学的な立場から本学学生のキャリア形成支援及び就職支援を推進することを目的としている。キャリア支援センターには校長や教育委員会経験者である5名のアドバイザーを配置しており、教職関連講座やセミナーの開催、個別の就職支援や進路・就職相談等の取組を実施している。具体的な取組としては、教員志望者を対象として2年次から4年次の教員採用試験が終わるまで「教員採用試験のための特別講座」を学内で開講している。特別講座は、2年次から4年次まで連続発展的に学ぶことができる内容となっており、筆記試験対策、面接、集団討論、模擬授業対策にいたるまで、きめ細かい指導を行っている。

また、センター内には教員・公務員採用試験等の問題集、就職関係図書、雑誌、私立学校・一般企業の求人票等を取りそろえ、情報提供を行っている。

教員をめざす学生を対象に通常の授業とは別に2年次から「教員採用試験のための特別講座」を開講し、教員採用試験の内容は筆記試験（教職教養・一般教養・専門教科）、論作文、実技、集団討論、面接（個人・集団）、適性検査など幅広く、特別講座ではそれらの内容を段階に応じて、受験地や受験校種ごとにきめ細かい指導を行っている。

【主な講座】

筆記試験対策講座（教職教養編・専門教科編・過去問分析・教育キーワードなど）、予想問題にチャレンジ、志願書と自己PRの書き方講座、面接試験・模擬授業対策講座、論作文対策講座、電子黒板活用講座、適性検査練習講座など